

貸切バスのワンマン運行基準(概要)

| 貸切バス | | 夜運行 | | 昼運行 | | |
|--|-----------------|--|--|-----------------|--|-----------------|
| 実車距離(回送除く) | | 1運行400km以下の場合 | | P6 | 1運行500km以下の場合 | P5 |
| 運転時間(回送含む) | | 9H以内 | | P8 | 9H以内 (ただし、週2回まで1運行10Hまで可) 【注意】他に改善基準有り | P8 |
| 実車運行区間(回送除く)の連続運転時間 | | 概ね2H以内 【注意】この場合の「実車運行区間」は高速道路、一般道路を問わない | | P11 | 概ね2H以内 【注意】この場合の「実車運行区間」は高速道路に限る | P11 |
| 休憩時間 | | 実車運行区間(回送除く)の運転時間で概ね2H毎に連続15M以上休憩確保(分割不可) 【注意】他に改善基準有り | | P12 ~ P14 | 【注意】改善基準有り | P12 ~ P14 |
| 連続乗務回数 | | 連続4夜まで可 | | P15 | | - |
| 実車距離(回送除く) | | 1運行400km超~500km以下の場合 | | P6 | 1運行500km超~600km以下の場合 | P5 |
| 運転時間(回送含む) | | 9H以内 | | P8 | 9H以内 (ただし、週2回まで1日10Hまで可) 【注意】他に改善基準有り | P8 |
| 実車運行区間(回送除く)の連続運転時間 | | 概ね2H以内 【注意】この場合の「実車運行区間」は高速道路、一般道路を問わない | | P11 | 概ね2H以内 【注意】この場合の「実車運行区間」は高速道路に限る | P11 |
| 運行直前の休憩時間及び (イ)乗務時間又は (ロ)仮眠休憩時間 | | 運行直前の休憩時間が11H以上で(イ)又は(ロ) (イ)乗務時間(回送含む)運行10H以内 (ロ)実車距離100km~400km間において仮眠施設(※1)で仮眠するための連続1H以上の休憩確保 (※1)仮眠施設とは 車両床下の仮眠施設等 リクライニングシート等座席を含む | | P6 | | - |
| 休憩時間 | | 実車運行区間(回送除く)で運転時間概ね2H毎に連続20M以上休憩確保(分割不可) 【注意】他に改善基準有り | | P12 ~ P14 | 実車運行区間(回送除く)で合計1H以上休憩確保(分割する場合は1回当たり連続20M以上) 【注意】他に改善基準有り | P5 |
| 乗務中の体調報告及び記録・保存 | | 実車距離100km~400km間の休憩地点で実施 | | P16 | 実車距離100km~500km間の休憩地点で実施 | P16 |
| デジタコによる運行管理 | | 必須(ただし、適用開始はH26. 1~) | | | | - |
| 連続乗務回数 | | 連続2夜まで可 | | P15 | | - |
| 1日の乗務の合計実車距離(回送除く) 【注意】1日とは、始業~24時間 | 500km超 | 乗務中の体調報告及び記録・保存 | | | 実車距離100km~500km間の休憩地点で実施 | |
| | 600km超 | 乗務中の体調報告及び記録・保存 | | | 実車距離100km~500km間の休憩地点で実施 | P16 |
| | | デジタコによる運行管理 | | | 必須(ただし、適用開始はH26. 1~) | |
| 1日に2運行以上乗務する場合 | 1日の合計実車距離(回送除く) | 600km以下(ただし、週2回まで600km超え可) | | | | P7 |
| | 1日の運転時間(回送含む) | 9H以内 (ただし、夜間ワンマン運行を行う場合を除き、週2回まで1日10Hまで可) 【注意】他に改善基準有り | | | | P9 ~ P10 |

【注意】ページは別添【解説】の第2版に対応

高速乗合バスのワンマン運行基準(概要)

| 高速乗合バス | 夜運行 | 昼運行 | |
|--|--|---|--------------------------|
| 実車距離(回送除く) | 1運行400km以下の場合 | 1運行500km以下の場合 | |
| 運転時間(回送含む) | 9H以内 (ただし、週3回まで9H超え可) 【注意】他に改善基準有り | ← | |
| | 貸切委託運行: 9H以内 | ← | |
| 高速道路の実車運行区間の連続運転時間 | 概ね2H以内 | ← | |
| 休憩時間 | 実車運行区間(回送除く)の運転時間で4H毎に合計30M以上 (分割する場合は1回当たり連続10M以上) 【注意】他に改善基準有り | 【注意】改善基準有り | |
| 連続乗務回数 | 連続4夜まで可 | — | |
| 実車距離(回送除く) | 1運行400km超～500km以下の場合 | 1運行500km超～600km以下の場合 | |
| 運転時間(回送含む) | 9H以内 (ただし、週3回まで9H超え可) 【注意】他に改善基準有り | ← | |
| | 貸切委託運行: 9H以内 | ← | |
| 高速道路の実車運行区間の連続運転時間 | 概ね2H以内 | ← | |
| 運行直前の休憩時間 又は 仮眠休憩時間等 | (イ) 運行直前の休憩時間が11H以上 又は (ロ) 実車距離100km～400km間において 仮眠施設(※1) で仮眠するための 連続1H以上の休憩確保 【注意】ただし、貸切委託運行は(イ)に限る (※1) 仮眠施設とは 車両床下の仮眠施設等は可 ただし、リクライニングシート等座席は不可 | 運行直前の休憩時間が11H以上 又は 実車運行区間の途中で合計1H以上の 休憩確保 (分割する場合は1回当たり連続20M以上) | |
| 休憩時間 | 実車運行区間で 運転時間4H毎に合計40M以上 (分割する場合は1回当たり連続10M以上) 【注意】他に改善基準有り | 【注意】改善基準有り | |
| 乗務中の体調報告 及び記録・保存 | 実車距離100km～400km間の 休憩地点で実施 | 実車距離100km～500km間の 休憩地点で実施 | |
| デジタコによる運行管理 | 必須 (ただし、適用開始はH26. 1～) | 必須 (ただし、適用開始はH26. 1～) | |
| 連続乗務回数 | 連続2夜まで可 | — | |
| 夜間ワンマン運行で実車距離1運行500km超の特認 | | | |
| 国土交通省が個別審査(ただし、貸切委託運行を除く) | | | |
| 1日の乗務の合計実車距離(回送除く) 【注意】1日とは、始業～24時間 | 500km超 | 乗務中の体調報告及び記録・保存 | 実車距離100km～500km間の休憩地点で実施 |
| | | デジタコによる運行管理 | 必須(ただし、適用開始はH26. 1～) |
| 1日に2運行以上乗務する場合 | 1日の合計実車距離(回送除く) | 600km以下(ただし、貸切委託運行を除き、週3回まで600km超え可) | |
| | 1日の運転時間(回送含む) | 9H以内 (ただし、貸切委託運行を除き、週3回まで9H超え可) 【注意】他に改善基準有り | |

【注意】ページは別添【解説】の第2版に対応